

弁護士協同組合

三重弁護士協同組合  
青年部会

小林 大輝 氏



# 弁護士のつぶやき

## 弁護士の倫理(弁護士に課されている義務)について

1 皆様はじめまして。尾鷲で弁護士をしております小林大輝と申します。

尾鷲市を含む三重県の南部はいわゆる弁護士過疎地域でありまして、日頃から民事、家事、商事、刑事など幅広くご相談やご依頼を頂くがございます。

さて、そこで、今回は、このようなすべての事件に共通するお話として、弁護士の倫理(弁護士に課されている義務)について少しご紹介させていただければと思います。

2 弁護士は、依頼を受けた依頼者のために法律事務を行います。

その関係で、弁護士には、依頼者本人の正当な権利や利益を誠実に擁護しなければならない義務があります。

このことを「誠実義務」といいます。

そうすると、このような誠実義務を負っている弁護士は、仮に、依頼者から真実に反する主張をしてほしいと頼まれた場合、依頼者のために、真実に反する主張をすることも許されていると思われる方もいらっしゃるかもしれません。

しかし、そうではありません。

この点について、以下いくつかの具体例を挙げてご説明させていただきます。

3 例えば、民事の話で、依頼者から「不倫の慰謝料を請求されています。実は不倫をしているのですが、証拠はないはずで。ですので、不倫をしていないということで話を進めてください。」と言われた場合はどうでしょうか。

この場合、依頼者のためにと考えれば、不倫をしていないと真実に反する主張をしてもよさそうにも思えます。

しかし、弁護士には、誠実義務があると同時に、真実を尊重する義務というものもあります。

これは「真実義務」といわれます。

そして、この真実義務というのは、積極的に真実を明らかにする義務(積極的真実義務)というわけではなく、真実に反すると分かっているながら真実に反する主張をすることを禁止する消極的な義務(消極的真実義務)になります。

そうすると、先ほどの件の弁護士としての対応として、

不倫をしていないと積極的に真実に反する主張をすることは「真実義務」に違反し許されないことになります。

一方で、積極的に真実を明らかにする義務まではないので、相手方が主張していない真実(例えば、他にも不倫をしているなど)まで明らかにする必要はなく、むしろ依頼者の不利益になる場合は、「誠実義務」に違反することになります。

つまり、弁護士はこれらのバランスをとりながら依頼者の「正当な」権利や利益を実現するように努めなければならないということになります。

4 次に、刑事の話になりますが、①被告人が法廷で無罪主張をしながら、弁護人に対しては有罪を告白したような場合や、逆に②真実は真犯人が他に存在するが、被告人が身代わりとして犯人であると認めてしまっている場合、弁護人は、どうすべきでしょうか。

①の場合、弁護人が有罪主張することは、「誠実義務」に反し、無罪主張をすることは、「真実義務」に反するように思えます。

また、②の場合、弁護人が有罪主張することは、「真実義務」に反し、無罪主張をすることは、「誠実義務」に反するように思えます。

いずれの場合も、まず言えることは、弁護人が被告人に無断で、実は有罪であることや実は真犯人がいることを開示してしまうことは、守秘義務という別の義務違反ともなり、許されません。

そして、いずれの場合においても、弁護人としては、真実に反する主張をすることによる不利益を被告人に十分に説明(特に②については、有罪判決を受けることはもちろん、犯人隠匿罪にもなることなど)することにはなると思えます。

それでも被告人が真実に反する主張をしたいということであれば、それぞれの事案によってどのように対応するか判断が分かれることになると考えられます。正解がなく、非常に難しい問題です。

5 やや理屈じみた話になってしまいましたが、弁護士は、このような倫理を常に意識しつつ、少しでも依頼者のお力になりたいと考えております。

各種講演及びセミナー講師の派遣など承ります。三重弁護士協同組合 青年部会 TEL:059-228-8898